

事業者の皆様へ

最大 **20** 万円 1事業者あたり

西都市

事業継続力強化事業補助金

西都市では、中小企業者の事業活動を継続する能力の強化を図るため、防災及び減災に資する取組に必要な経費の一部を補助します。

対象者

市内に事業所を有する中小企業者

※ 専ら農業、林業又は漁業を営む者を除く

補助対象経費

事業継続力強化計画に基づく設備等の導入費

例：止水板、排水ポンプ、自家発電機、防火シャッター、排煙設備 等

補助金の額

補助対象経費の3分の2以内

※ 1事業者あたり上限20万円



申請期限

事業着手前

※ 交付決定前に着手し
導入した設備等は補
助対象となりません

【申請の流れ】

セミナー
受講

事業継続力
強化計画
策定・認定

交付申請

交付決定

設備等
導入

実績報告

補助金
交付

主な交付要件

- ・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（専ら農業、林業又は漁業を営む者を除く）であること
- ・ 事業継続力強化計画を策定し、国の認定を受けていること
- ・ 西都商工会議所等が実施する事業継続力強化計画策定セミナーを受講していること
- ・ 市税等の滞納がないこと
- ・ 補助金の額が、予算の範囲内であること
- ・ 過去に本補助金の交付を受けていないこと

※ 申請に必要な書類は、補助金等交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業継続力強化計画等及び認定を証する書類の写し、セミナーの受講を証する書類、見積書の写し、設備等の概要が分かる資料、市税等の滞納がないことを証する書類並びにその他市長が必要と認める書類です。



西都市 商工観光課 産業振興係

TEL:0983-43-3421